

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>(新株予約権無償割当てに係る募集について)</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（以下<u>8-3</u>及び<u>15-6</u>において「新株予約権無償割当て」という。）については、新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p><u>(取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為)</u></p> <p>2-12 例えは次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</p> <p>① 第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当をいう。②において同じ。）を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えば、資本提携を行う場合、親会社が子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときは、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為</p> <p>② 募集（第三者割当に係るもの）を除く。）又は売出しを行おうとする有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査であって、特定投資家（当該調査を行う金融商品取引業者等において、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 53 条第 1 号に掲げる契約の種類に属する金融商品取引契約に関して法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客として取り扱う者を除き、法第 34 条の 3 第 4 項（法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家として取り扱う者を含む。）（国、日本銀行及び適格機関投資家以外の特定投資家については、金融商品取引業者等が当該募</p>	<p>(新株予約権無償割当てに係る募集について)</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（以下<u>15-6</u>において「新株予約権無償割当て」という。）については、新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p><u>(第三者割当における事前調査)</u></p> <p>2-12 開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えは、資本提携を行う場合、親会社が子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときは、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</p>

集又は売出しを行おうとする顧客からの委託により又は自己のために当該調査を行う場合に限る。) 又は法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合が 5 %以上である者を当該調査の対象者とし、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 15 号に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じて行われるもの

- ③ 有価証券届出書の提出日の 1 月前の応当日以前において行われる当該有価証券届出書に係る有価証券の発行者に関する情報（当該発行者の発行する有価証券の募集又は売出しに係る情報を除く。）の発信（当該発信に係る媒体が継続的に掲示される場合にあっては当該情報の発信が行われる時点は当該掲示が開始される時点とする。以下③において同じ。）であって、他の者によって再び当該情報の発信が行われることが想定される場合にあっては、当該応当日から有価証券届出書の提出までの間に当該発信が行われることを防止するための合理的な措置を講じて行われるもの
- ④ 法若しくは法に基づく命令又は金融商品取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示
- ⑤ 発行者により通常の業務の過程において行われる定期的な企業情報の発信
- ⑥ 発行者により通常の業務の過程において行われる新製品又は新サービスの発表
- ⑦ 発行者に対する自発的な問合せに対して当該発行者により行われる、その製品・サービスその他の事業・財務の状況に関する回答
- ⑧ 金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場企業である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするもの）をいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象とな

る企業の発行する有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。)

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-3の①から⑯まで及び⑰に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-12、8-4及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になつてないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

（効力発生の通知等）

8-1 法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書（以下8-1、8-2及び8-4において「当初届出書」という。）を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うこととする場合は、原則として、当初届出書の提出者等から、当初届出書提出時又は提出以前に当初届出書の内容及び法第8条第3項

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-3の①から⑯まで及び⑰に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-12、8-3及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になつてないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

（効力発生の通知等）

8-1 法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書（以下8-1、8-2及び8-3において「当初届出書」という。）を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うこととする場合は、原則として、当初届出書の提出者等から、当初届出書提出時又は提出以前に当初届出書の内容及び法第8条第3項

の適用の必要性について、申出があることを条件とし、当初届出書に係る訂正届出書についても同様とする。

なお、原則として、法第8条第3項の規定による通知については、効力発生通知書（様式8－1）を有価証券届出書の提出者に交付するものとする。

（様式8－1）（略）

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い）

8－3 法第4条第1項の規定による届出に関し、次に掲げる全ての要件を

満たす場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、直ちにその届出の効力を生じさせることができるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

(1) 有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

① 当該有価証券届出書提出日前1年の応当日において有価証券報告書を提出している者であって、当該応当日以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものであること。

② 上場株券（開示府令第9条の4第5項第1号に規定する上場株券をいう。（2）において同じ。）又は店頭登録株券（開示府令第9条の4第5項第1号に規定する店頭登録株券をいう。（2）において同じ。）に該当する株券を発行していること。

③ 上場日等（開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する上場日等をいう。）が当該有価証券届出書提出日の3年6月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日（同号イに規定する算定基準日をいう。）以前3年間の売買金額（同号イに規定する売買金額をいう。）の合計を3で除して得た額が1000億円以上

の適用の必要性について、申出があることを条件とし、当初届出書に係る訂正届出書についても同様とする。

なお、原則として、法第8条第3項の規定による通知については、効力発生通知書（様式8－1）を有価証券届出書の提出者に交付するものとする。

（様式8－1）（略）

（新設）

であり、かつ、三年平均時価総額（同号イに規定する三年平均時価総額をいう。）が1000億円以上であること。

(2) 次のいずれかに係る届出であること。

- ① 上場株券又は店頭登録株券に該当する株券の募集又は売出し
- ② 新株予約権無償割当て（外国会社がその設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行うこれに相当するものを含む。）に係る新株予約権証券（本邦の金融商品取引所に上場され（特定上場有価証券として上場される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく上場されることが予定されている新株予約権証券又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録され（特定店頭登録有価証券として登録される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく登録されることが予定されている新株予約権証券に限る。）であって、上場株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示するものの募集

(3) 募集に係る届出にあっては、次の①又は②に掲げる有価証券の区分に応じ当該①又は②に掲げる割合が20%以下であること。

- ① (2)①に規定する株券 当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の株券の総数を、当該募集前の当該株券（発行者が所有するものを除く。）の総数で除して得た割合
- ② (2)②に規定する新株予約権証券 当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、又は移転する予定の株券の総数を、当該募集前の当該株券（発行者が所有するものを除く。）の総数で除して得た割合

(訂正届出書に係る効力発生日の取扱い)

8-4 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があつた場合の効力発生日については、次によることとする。

イ 当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があつた場合（法第8条第1項かつこ書に規定する訂正届出書の提出があつた場合を含む。以下8-4において同じ。）には、ロ、ハを除き、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、当初届出書がC個別ガイドラインⅢ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する有価証券届出書であつて、当該第三者割当に関する事項が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

ロ～ニ （略）

(訂正届出書に係る効力発生日の取扱い)

8-3 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があつた場合の効力発生日については、次によることとする。

イ 当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があつた場合（法第8条第1項かつこ書に規定する訂正届出書の提出があつた場合を含む。以下8-3において同じ。）には、ロ、ハを除き、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、当初届出書がC個別ガイドラインⅢ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する有価証券届出書であつて、当該第三者割当に関する事項が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

ロ～ニ （略）